最低賃金の改正決定に関する公示

宮城労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、宮城県鉄鋼業最低賃金（平成20年宮城労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 11 月 12 日

宮城労働局長　小山　浩一

第４号中「１時間771円」を「１時間780円」に改める。

附　則

この決定は、平成22年12月15日から効力を生ずる。

千葉労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、千葉県はん用機械器具、生産用機械器具製造業最低賃金（平成20年千葉労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 11 月 12 日

千葉労働局長　永山　寛幸

第４号中「１時間817円」を「１時間823円」に改める。

附　則

この決定は、平成22年12月25日から効力を生ずる。

神奈川労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、神奈川県ボイラ・原動機、ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、建設機械・鉱山機械、金属加工機械製造業最低賃金(平成20年神奈川労働局最低賃金公示第８号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 11 月 12 日

神奈川労働局長　及川　　桂

第４号中「１時間837円」を「１時間844円」に改める。

附　則

この決定は、平成22年12月20日から効力を生ずる。

島根労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、島根県百貨店,総合スーパー最低賃金（平成20年島根労働局最低賃金公示第７号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 11 月 12 日

島根労働局長　伊藤　敏明

第４号中「１時間701円」を「１時間704円」に改める。

岡山労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岡山県耐火物製造業最低賃金（平成20年岡山労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 11 月 12 日

岡山労働局長　大崎眞一郎

第４号中「１時間791円」を「１時間804円」に改める。

附　則

この決定は、平成22年12月15日から効力を生ずる。

岡山労働局最低賃金公示第７号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岡山県各種商品小売業最低賃金（平成20年岡山労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 11 月 12 日

岡山労働局長　大崎眞一郎

第４号中「１時間736円」を「１時間743円」に改める。

附　則

この決定は、平成22年12月15日から効力を生ずる。

香川労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、香川県船舶製造・修理業,船用機関製造業最低賃金（平成20年香川労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 11 月 12 日

香川労働局長　中山　明広

第４号中「１時間801円」を「１時間811円」に改める。

附　則

この決定は、平成22年12月15日から効力を生ずる。

熊本労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年熊本労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 11 月 12 日

熊本労働局長　奈良　　篤

第４号中「１時間696円」を「１時間699円」に改める。

附　則

この決定は、平成22年12月15日から効力を生ずる。

熊本労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業，舶用機関製造業最低賃金（平成20年熊本労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 11 月 12 日

熊本労働局長　奈良　　篤

第４号中「１時間746円」を「１時間749円」に改める。

附　則

この決定は、平成22年12月15日から効力を生ずる。

熊本労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、熊本県百貨店,総合スーパー最低賃金（平成20年熊本労働局最低賃金公示第２号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 11 月 12 日

熊本労働局長　奈良　　篤

第４号中「１時間695円」を「１時間696円」に改める。

附　則

この決定は、平成22年12月15日から効力を生ずる。

国家試験

平成 23 年公認会計士試験第Ⅰ回短答式試験の試験場

公認会計士試験規則(平成16年内閣府令第18号）第１条の規定に基づき、平成22年12月12日に施行する平成23年公認会計士試験第Ⅰ回短答式試験の試験場を、次のとおり公告する。

平成 22 年 11 月 12 日

公認会計士・監査審査会会長　友杉　芳正

（管轄財務局等）	（試　験　場）
北海道財務局	札幌市北区北８条西２丁目　札幌第１合同庁舎
東北財務局	仙台市青葉区川内41番地　東北大学（川内北キャンパス）
関東財務局	新宿区西早稲田１丁目６番１号　早稲田大学（早稲田キャンパス） 杉並区永福１丁目９番１号　明治大学（和泉キャンパス）
北陸財務局	金沢市新神田４丁目３番10号　金沢新神田合同庁舎
東海財務局	名古屋市天白区塩釜口１丁目501番地　名城大学（天白キャンパス）
近畿財務局	吹田市山手町３丁目３番35号　関西大学（千里山キャンパス）
中国財務局	広島市西区福島町２丁目１番１号　広島工業大学専門学校
四国財務局	高松市屋島西町1850番１　四国電力株式会社総合研修所
九州財務局	熊本市大江２丁目５番１号　熊本学園大学
福岡財務支局	福岡市早良区西新６丁目２番92号　西南学院大学
沖縄総合事務局	那覇市おもろまち２丁目１番１号　那覇第２地方合同庁舎１号館

平成 23 年司法試験（新司法試験）の施行

司法試験法（昭和24年法律第140号）第７条の規定に基づき、平成23年司法試験（新司法試験）の施行について、次のとおり公告する。

平成 22 年 11 月 12 日

司法試験委員会委員長　髙橋　宏志

１　受験資格　司法試験法第４条の要件を満たす者

２　期日及び科目

⑴　平成23年５月11日（水）　論文式試験　選択科目及び公法系科目

⑵　平成23年５月12日（木）　論文式試験　民事系科目

⑶　平成23年５月14日（土）　論文式試験　刑事系科目

⑷　平成23年５月15日（日）　短答式試験　民事系科目、公法系科目及び刑事系科目